

令和3年8月24日

殿

出入国在留管理庁参事官

法令適用事前確認手続回答通知書

令和3年8月6日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会の際に提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

(照会)

在留資格「定住者」を有するフィリピン人女性と同国人男性との婚姻について、法の適用に関する通則法第24条第2項の規定により、婚姻挙行地である日本国の法の方式に基づき婚姻届が受理された場合であって、日本の婚姻届受理証明書は発行されているものの、フィリピンの婚姻証明書が未発行である場合、当該フィリピン人男性は、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（以下「定住者告示」という。）第5号口該当による「定住者」の在留資格の許可対象となるか。

(回答)

フィリピンの婚姻証明書が未発行であることのみをもって、定住者告示第5号口に係る「定住者」の在留資格の該当性が否定されるものではなく、当該証明書が発行されていないことに合理的な理由があり（例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により、本国において婚姻証明書の発行手続ができない場合など。）、日本の婚姻受理証明書を含む提出資料等により、各当事者につき、その本国法により法律上の婚姻関係が成立していること及び当該婚姻が実体を伴うものであると判断できる場合には、同在留資格の許可対象となり得る。

以上